



企業とソーシャルセクター間の円滑な資金供与に向けて

——「共助成長社会」の実現に向けた資金面での処方箋——

2026年4月

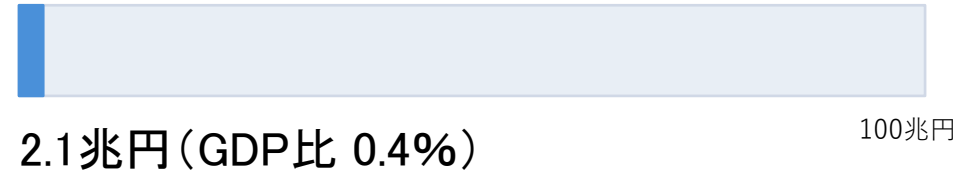
1. はじめに

深刻化する社会課題

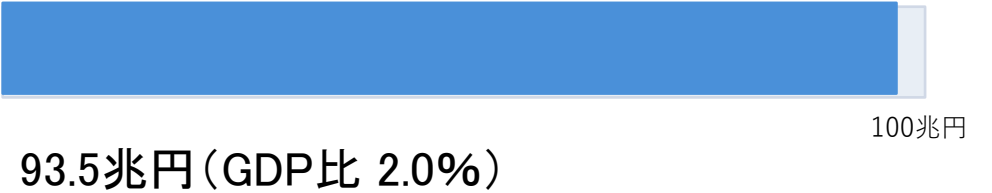
- ・ 子どもの貧困: 子ども9人に1人が貧困状態
- ・ 居場所のない若者が全国に22万人
- ・ 所得格差(ジニ係数0.34)がG7でアメリカ・英国に次ぐ水準
- ・ 政府・自治体の「公助」だけでは限界
- ・ ソーシャルセクターの活動資金が慢性的に不足

日米の寄附金の規模

日本(2020年)



米国(2024年)



日本の寄附金(個人+企業など)はGDP比0.4%と米国比僅少

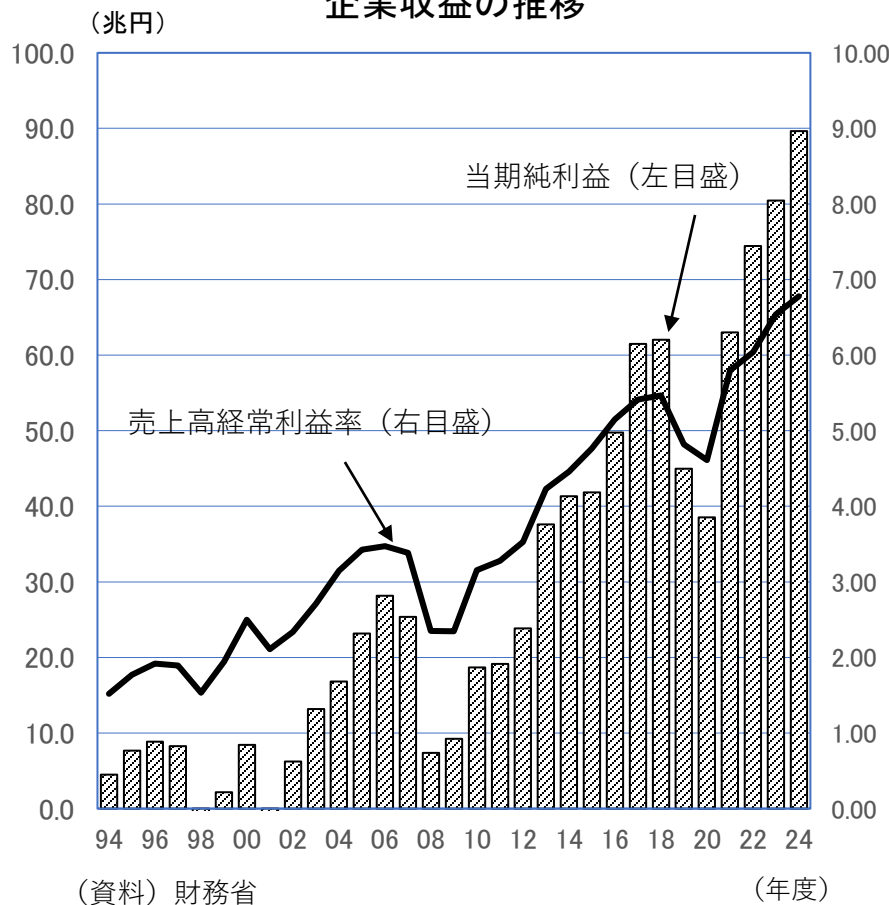
2-1. 企業収益の動向

企業収益は**既往ピークの水準**

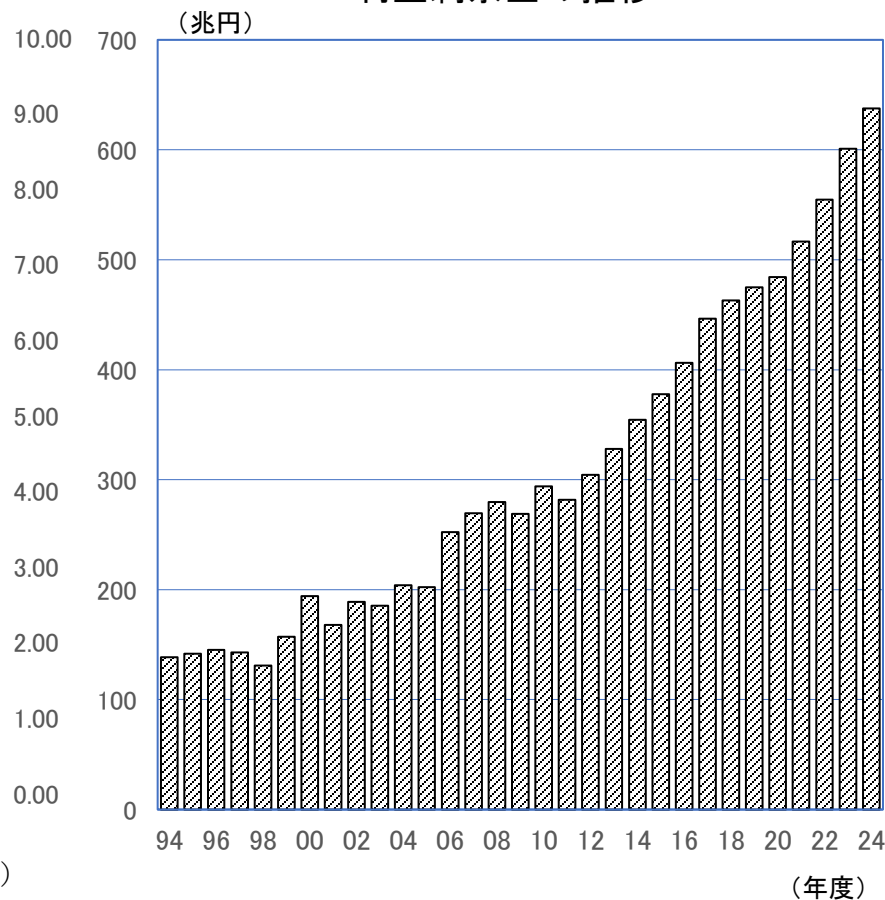
企業が有する利益剰余金は、24年度末で**638兆円**と名目GDP（24年度：**617兆円**）を超える規模

企業が保有する自己株式は**42兆円**

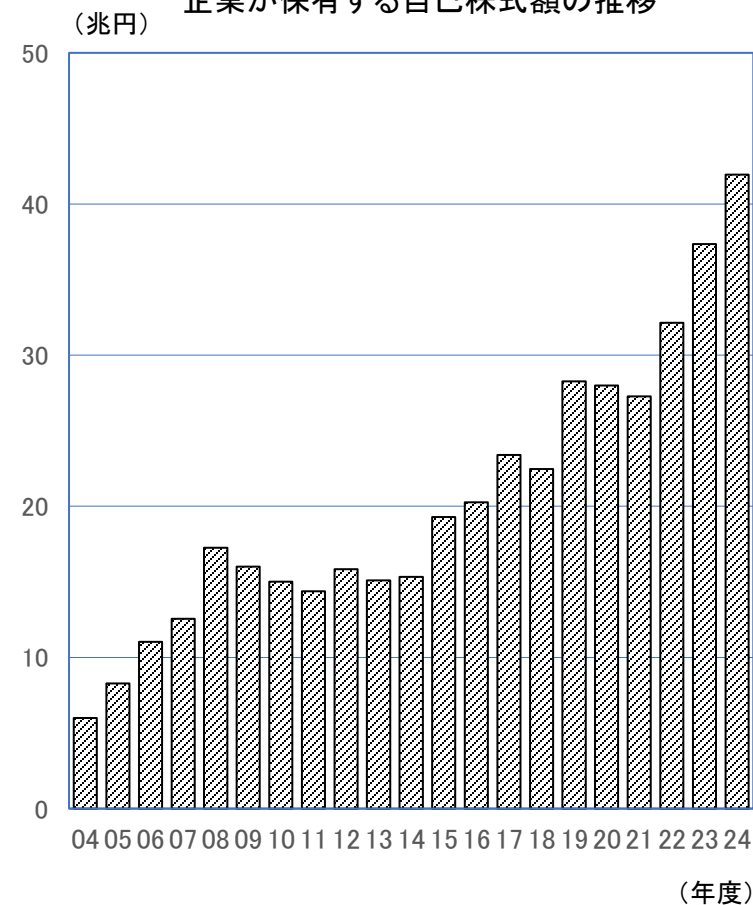
企業収益の推移



利益剰余金の推移



企業が保有する自己株式額の推移



2-2. NPOの動向

主たる収入源

個人や民間(企業)からの寄附金

25.3%

行政からの助成金・補助金

14.3%

各法人が抱える課題

人材の確保や教育

70.6%

収入源の多様化

54.8%

企業等との連携面での課題

企業等および企業等の社員からの寄附の受入れ

64.6%

企業等からの助成金の申請・受入れ

53.3%

(資料)「特定非営利活動法人に関する実態調査」(内閣府)

3. 現状の企業・ソーシャルセクター間の資金供与方法の課題

資金供与方法	主な課題
寄附金	<ul style="list-style-type: none">・寄附先により複雑な税制・企業側での適切なソーシャルセクターを探す必要
出捐金 (しゅつえんきん)	<ul style="list-style-type: none">・資金供与方法として馴染みが薄い・貸金業法との関係(反復継続性など)
貸付金	<ul style="list-style-type: none">・有利子貸付の課税問題および無利子の場合のみなし課税リスク・貸金業法との関係(反復継続性など)
公益信託	<ul style="list-style-type: none">・公益信託の受託機関が受益者を探す必要がある
企業版ふるさと納税	<ul style="list-style-type: none">・本社所在地への寄附不可・税額控除に上限(課税所得の1%)
自己株式の活用	<ul style="list-style-type: none">・自己株式の処分について、会社法第199条に基づく株主総会での特別決議が必要

4. 円滑な資金供与に向けた4つの提言

①「基金」の創設

- ・経済同友会が中心となって**一般社団法人**の基金を設立
- ・基金の目的は「**大規模災害発生時**」、「**子ども・若者支援**」向けの資金供与
- ・企業から出捐金・寄附金を募り、設立目的に沿った活動を展開するNPO等に資金供与

②コーポレートガバナンス・コードの改正

- ・コーポレートガバナンス・コードに「**社会課題解決への資金アロケーションの開示**」を追加

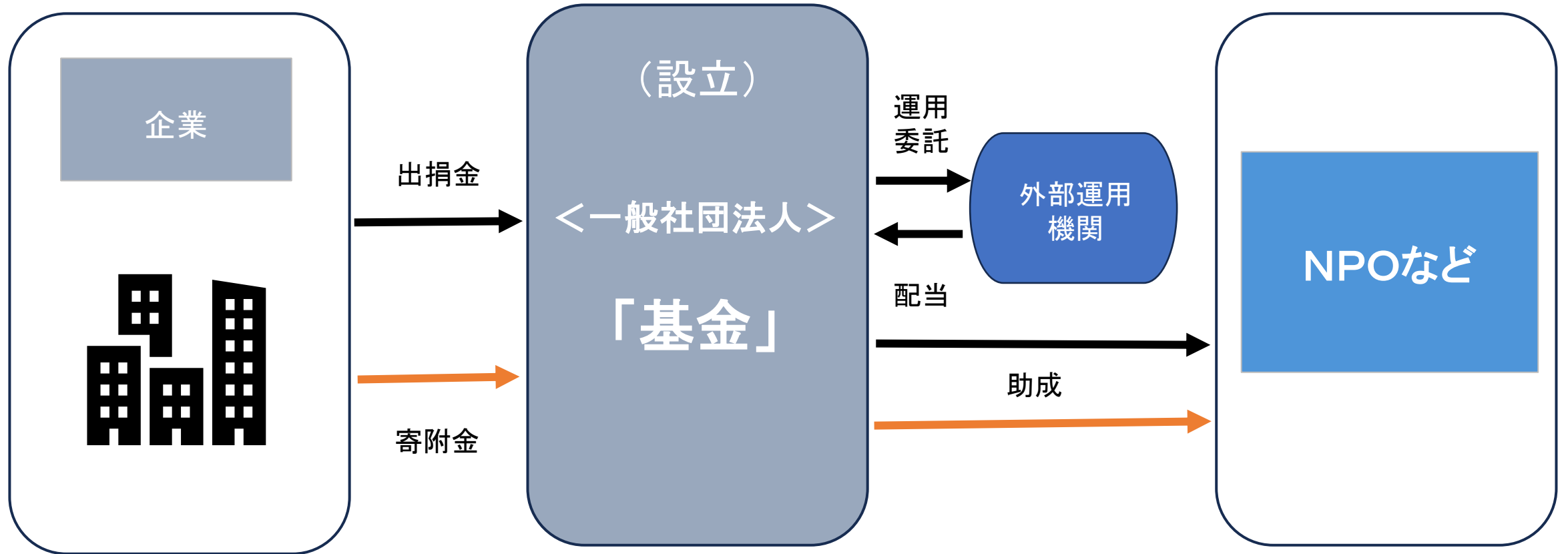
③ 会社法の改正

- ・**公益目的での自己株式処分**を取締役会決議で**可能**に(処分内容の定款規定とともに)

④ 寄附金税制の拡充

- ・**損金算入**を課税所得の**10%まで拡大**
- ・**5年間の繰越控除**を新設

(提言①)「基金」のスキーム



(基金設立時に想定している資金供与先)

- ① 大規模災害発生時に活動するNPOなどへの資金供与
- ② 「子ども・若者」支援を行うNPOなどへの資金供与

(提言②)コーポレートガバナンス・コードの改正

「様々な経営テーマに対してどのように資金を投じるかの開示」を推奨する



その経営テーマの一つに、「企業のパーパス実現に資する社会課題解決のための貢献活動」を盛り込む

(参考)

金融庁の「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」で示されている現在の改定案には、「取締役会は、自社の経営戦略や経営計画を踏まえ、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に繋げるために適切なリスクテイクとなる経営資源の配分が実現されるよう、**現預金を投資等に有効活用できているかを含め、不断に検証を行うべきである。**」と企業に現預金の有効活用を促す内容となっている。

(提言③) 自己株式処分にかかる会社法改正

(課題認識)

自己株式取得: 取締役会決議で可能

(会社法 第165条第2項)

取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。

自己株式処分: 株主総会決議が必要

(会社法 第199条第2項)

前項各号に掲げる事項(自己株式の「処分」について)の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

(実際に企業が公益目的で自己株式を処分した際の発行済株式総数比)

ユニ・チャーム	0.034%
トヨタ自動車	0.870%
アシックス	0.920%

いずれも「1%未満」であり、株主平等原則の逸脱や経営支配権の恣意的変更リスクは低い

(改正提言)

取締役会設置会社が公益目的で自己株式を処分する際は、取得時(第165条第2項)と同様に、定款の定めにより取締役会決議のみで処分できることを法制化する

(前提条件)

定款に
公益目的条項
を整備

(意思決定)

取締役会決議

(実行)

公的目的での
自己株式処分

(情報開示)

所定の方法で
情報開示

根拠条文(改正対象)

会社法第165条第2項に準じ、公益目的での処分も「取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる」旨を追加する。

期待される効果

手続き合理化により公益目的での自己株式活用に弾みがつく。企業が社会課題解決に迅速・柔軟に取り組める環境を整備する。

(株主保護)

- ① 公益目的の範囲
処分が許容される公益目的を定款に明示し、目的外利用を防止
- ② 処分上限の設定
発行済株式総数比1%未満など上限を定款に明記
- ③ 処分価格の基準
公正な処分価格の算定基準を定款に規定し、恣意的な価格設定を防止
- ④ 決定後の開示方法
取締役会決定時の情報開示ルールを定款に定め、透明性を確保

(定款変更: 会社法第466条)
株式会社は、その成立後、株主総会の決議によって、定款を変更することができる。

→本制度の導入・変更は事前の株主承認が必須。株主の意思表示機会を制度的に担保

(提言④) 寄附金税制の拡充

現行の寄附金制度 寄附先によって計算が異なる

①一般寄附金

計算式

$$(((\text{資本金} + \text{資本準備金}) \times 0.25\%) + (\text{所得金額} \times 2.5\%)) \div 4$$

②特定公益増進法人等への寄附金

計算式

$$(((\text{資本金} + \text{資本準備金}) \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%)) \div 2$$

①と別枠で追加損金算入可能
公益法人・学校法人・社会福祉法人など

③指定寄附金(国・地方公共団体等)

全額損金算入可能

国・地公体・特定の指定団体のみ

課題

- 計算が複雑
寄附先によって損金算入の計算式が異なり、経理・税務の負担が大きい。
- 算入枠が狭い
一般寄附金の損金算入上限が低く、寄附のインセンティブが乏しい。

政策提言

A. 現行の寄附金税制は引き続き存置

B. 寄附先を問わず一律の簡素な計算で、より大きな損金算入を実現

①損金算入枠拡大
課税所得の
10%
まで損金算入可

②繰越控除枠創設
当年未算入額を
5年間
まで繰越控除可

企業が規模や当該年の寄附金ボリュームなどを勘案し最適な制度を選択。

(付加的なメリット)

Bの枠組みを活用し、緊急時には控除率を柔軟に引き上げることで、危機時の社会的資金ニーズにも迅速に対応できる仕組みとしても利用可(米国のコロナ時)

